

平成30年8月9日

法務省民事局商事課 御中

日本司法書士会連合会
会長 今川 嘉典

「組合等登記令の一部を改正する政令案」に関する意見書

標記政令案について、当連合会は、次のとおり意見を申し述べる。

【意見】

組合等登記令（昭和39年政令第29号）の別表を改正し、特定非営利活動法人の登記事項の欄に掲げる事項から「資産の総額」を削除し、「資産の総額」の登記を不要とする政令案に賛成する。ただし、定款に定めた公告方法を登記事項に加えるべきである。

【理由】

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）の施行により、特定非営利活動法人は、貸借対照表の公告をすることが義務付けられることに伴い、資産の総額は当該公告により明らかとなるため、「資産の総額」の登記を不要とする政令案には賛成である。

なお、本改正は、不特定多数の者が公告された貸借対照表を閲覧することができることが前提となっているが、定款に定める公告方法は、①官報又は②日刊新聞紙に掲載する方法、③電子公告による方法、④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に1年以上継続して掲示する方法のいずれかを定めることとされており、定款に公告方法として前記いずれの方法が定められているかを知るためには一定の手続を経て閲覧請求を要する場合もあり、広く公開されているとはいえない。そのため、貸借対照表を容易に閲覧することができない場合が懸念され、利害関係人の保護に欠けると思われる。よって、一般社団法人等と同様に、定款に定めた公告方法を登記事項に加えるべきである。

【その他】

1. 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律のうち、貸借対照表の公告に係る規定（法第28条の2）の施行日は、平成30年10月1日と定められ、その際、「資産の総額」を削るため組合等登記令を改正する旨が予告されたことで、資産の総額の変更の登記の懈怠が助長されたように思われる。施行日前に変更の登記を申請しなければならなかったにもかかわらず、変更の登

記を申請することを怠った特定非営利活動法人に対しては、過料を科すことが相当であり、所要の規定を設けるべきである。

2. 本改正とは直接的には関係しないが、特定非営利活動法人の登記事項に関し意見を述べる。

当該法人においては「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」が登記事項とされている。これにより、代表権の一部が制限されている理事に関しては、当該理事の氏名が登記事項となるが、理事の中から代表理事を定め、代表理事以外の理事については代表権がない場合には、代表理事以外の理事に関しては、氏名が登記されないことはもちろん、「代表権の範囲又は制限に関する定め」も登記事項とならない。よって、登記上は代表権を有しない理事の存否が明らかにならない場合もあり、取引の安全性に欠けると考えられる。

例えば、特定非営利活動法人の業務は、原則として理事の過半数をもって決することとされているが、第三者が理事会議事録等の提出を受けた際に、出席者として記載された理事の氏名が登記されていないとすれば、その真正を検証することは困難であろう。

また、代表権の有無にかかわらず、理事と法人との間の利益相反自体は起り得るから、当該取引の安全性を担保するためには、代表権を有しない理事の氏名も公開する必要があるだろう。

なお、特定非営利活動促進法第30条においては、役員名簿の閲覧が可能とされ、代表権を有しない理事の氏名を知る手段は確保されてはいるものの、容易に知ることができるとまではいえない。

この点に関しては、特定非営利活動法人以外の法人においても同様であり、組合等登記令を改正して、他の法人も含め、役員全員を登記事項とすべきであると考えられる。

以上